

新旧対照表【愛知県事業認定審議会運営規程】改正案

新	旧
<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 審議会の会議は、<u>公開するものとする。ただし、次の各号に該当すると審議会が判断した場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</u></p> <p>一 <u>非開示情報が含まれる事項について、審議等を行う会議を開催する場合</u></p> <p>二 <u>会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により、会議の全部又は一部を公開しない決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。</u></p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 審議会の会議は、<u>公開しないものとする。</u></p>